

下請事業者との取引に関する調査に当たって【記入上のお願い】

1. 本調査は、下請代金法に定義されている「製造委託」「修理委託」「情報成果物作成委託」及び「役務提供委託」の取引内容等について調査するものです。

したがいまして、貴社の購買部、経理部、法令担当部署等、下請取引に関する責任部署の方が御記入下さいますようお願いいたします。

2. 調査票の調査の対象等（P 2～5）を熟読の上、

**平成30年 8月24日（金）までに、御回答下さい。**

3. 平成30年 **8月24日（消印有効）を過ぎて、提出がない場合は督促状を発送する場合があります**ので、予め御承知おきくださいますようお願いいたします。

4. 下請取引がない場合や事業活動を終了した場合であっても、回答用紙の「I 貴社の概要」に御記入し御提出下さい

5. 回答内容については、中小企業庁又は各経済産業局の担当者が照会する場合がありますので、「本冊子」、作成した**「回答用紙」の写し**及び**「下請事業者名簿」の写し**を**2年間保存**して下さい。

以上、お忙しい中お手数おかけいたしますが、**期限内に報告いただきますよう**  
**よろしく願いいたします。**

#### 【下請取引調査事務局】

下請取引調査事務局は、中小企業庁が本調査に係る問い合わせ業務を委託して実施・運営しております。

下請取引調査事務局電話：03-5324-1070

受付時間 土日祝日を除く 9：00～18：00